JA一志東部の現況

(令和元年度)



一志東部農業協同組合

目 次

ごあ	あいさつ	1
1.	経営理念	2
2.	経営方針	2
3.	経営管理体制	3
4.	農業振興活動	4
5.	沿革・歩み	5
6.	事業の概況(令和元年度)	6
7.	地域貢献情報	8
● 全	般的事項	8
●地:	域からの資金調達の状況	8
●地:	域への資金供給の状況	9
●地:	域密着型金融への取組み	10
●文	化的・社会的貢献に関する事項	11
●自	治体との防災協定について	12
8.	リスク管理の状況	13
• IJ	スク管理の体制	13
●法	:令遵守体制	16
●反	社会的勢力との取引排除	18
●金	融ADR制度への対応	19
●内	部監査体制	20
●金	融商品の勧誘方針	20
●金	融円滑化にかかる基本的方針	20
●個	人情報保護の取扱い方針	22
●貸	出運営についての考え方	24
9.	自己資本の状況	25
●自	己資本比率の状況	25
●経	営の健全性の確保と自己資本の充実	25
10.	主要な業務の内容	27
●事	業の内容	27

●系	統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)	29
11.	経営の組織	.30
●組	織機構図	30
●組	合員数	31
●組	合員組織の状況	31
●地	区一覧	31
12.	役員構成	.32
13.	事務所の名称及び所在地	.33
14.	直近の2事業年度における財産の状況	.34
●貸	借対照表	34
●損	益計算書	36
・キ	ャッシュ・フロー計算書	38
●注	記表等	40
●剰	余金処分計算書	56
●部	門別損益計算書(平成 30 年度)	57
●部	門別損益計算書(令和元年度)	58
●財	務諸表の正確性に係る確認	59
●会	計監査人の監査	59
15 .	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	.60
●最	近 5 年間の主要な経営指標	60
16.	直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	.61
●利	益総括表	61
●資	金運用収支の内訳	61
●受	取・支払利息の増減額	62
●貯	金に関する指標	62
●貸	出金等に関する指標	63
• IJ	スク管理債権残高	66
●金	融再生法債権区分に基づく保全状況	67
●経	営諸指標	68
	倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
●貸	出金償却の額	68
	国為替取扱実績	
●有	価証券に関する指標	69
	価証券等の時価情報等	
	済取扱実績	71

●購買事業品目別取扱実績	73
●販売事業(受託販売)品目別取扱実績	74
●販売事業(買取販売)品目別取扱実績	74
17. 自己資本の充実の状況	75
●自己資本の構成に関する事項	75
●自己資本の充実度に関する事項	77
●信用リスクに関する事項	80
●信用リスク削減手法に関する事項	84
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	85
●証券化エクスポージャーに関する事項	85
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	86
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	87
●金利リスクに関する事項	87
18. 役員等の報酬体系	90
●役員	90
●職員等	91
▲ その仲	01

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

平素はJA事業全般にわたり格別のご理解・ご協力を賜っておりますことに役職員一同心より感謝申し上げます。

さて、昨年度を振り返りますと、記録的な大雨や相次ぐ大型台風の襲来など自然災害が非常に多い年であり、当JA管内におきましても、農作物や農業施設が被害に見舞われ、組合員の皆様にとっては大変厳しい年となりました。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、さまざまな社会活動の自粛等の影響から、農畜産物の販売が落ち込むなど大きな影響が出てきており、今後も動向を注視していかなければなりません。

我が国の経済も、内閣府の基調判断は、新型コロナウイルスの感染症の影響により、 急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあるとの見方を示しています。また、今後の 先行きについても、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要 があるとしています。

農業を取り巻く環境についても、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地の増加、農作物自由貿易交渉の進展などさらに厳しさが増してきています。

また、農水省からはJA自己改革について一定の評価を得ているものの、今後JAを 巡る経営環境の厳しさが増すことが予想されることから、「信用事業の健全な持続性」 と「経済事業の収支改善」が今後の重要課題として対応が求められています。

こうした情勢や課題を踏まえ、中期計画2年目となる令和2年度についても、JAの総合事業の力を最大限に発揮し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に継続的に取り組むとともに、農業やJA経営の厳しい環境変化や課題に対応していくため、組織再編を踏まえた経営基盤の確立・強化を図っていきます。

組織再編については、中勢地区3JA(JA三重中央、JA松阪、JA一志東部)において検討を重ねてきた結果、令和2年3月に合併推進協議会を設置し、令和3年4月の新JA発足を目指して具体的協議を進めることとなりました。3JAがそれぞれ持つ強みを活かして、組合員や利用者の皆様方の負託に応え、信頼される新JAになるものと考えております。

最後に、組合員の皆さまにおかれましては、今後ともJA事業への積極的な参加と、 絶大なるご支援・ご協力をお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

> 一志東部農業協同組合 代表理事組合長 市川峰男

1. 経営理念

食と農と緑を守り、豊かで安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

2. 経営方針

営農・生活指導事業

農業を取り巻く環境変化のなかで、地域の実態を踏まえた取り組みを実践することにより、地域農業の維持・振興を図り、更には持続可能な農業の実現に向けて農業者の所得増大と農業生産の拡大を支援します。また、生活指導事業については、女性部活動を積極的に支援するとともに、食農教育の啓発・高齢者への健康づくり支援を強化します。

販売事業

営農指導事業との連携による基本技術指導を強化し、品質向上に取り組むとともに、 生産者・実需者ニーズに対応した農産物の販売体制の確立に向けて取り組みます。また、 地域特産品の宣伝活動や安全・安心な農産物の販売促進に取り組むため、各生産部会や 関係機関との連携を強化し、有利販売に繋げ生産者の所得向上に努めます。

その他事業 (特別会計)

消費者の食に対する安全・安心への関心が年々高まってきています。このような中、 育苗センターでは栽培管理を徹底し健苗育苗に努めていきます。また、共同乾燥調製利 用施設では運営管理マニュアルに沿った安全稼働と米穀の品質維持管理に努めます。ま た、各施設において知識・技術の向上を図り、品質及び人的・物的事故の防止に努めま す。

購買事業

超高齢化社会の到来を迎え、農業者の後継者不足は増々進行しています。また、農業経営基盤が個人から法人への大規模経営化が進む中、農業資材の大型化商品や作業効率向上に向けた新商品の早期導入を図り、生産コスト低減に向けた取り組みを行います。また、地域組合員のニーズに沿った商品やサービスの展開、虹のホール利用率向上に向けた取組強化を図っていきます。

信用事業

人口減少と少子高齢化、農業環境の変化、マイナス金利政策の長期化など、複合的・構造的な要因により J A を取り巻く環境は従来にも増して厳しい状況が続いております。このような状況の中、地域農業を支えるメインバンクとしての農業者への経営支援、ニーズに適った資金供給によるローン利用者の拡大と貸出金残高の伸長、および顧客のライフイベントに応じたライフプランサポートの実践を3つの柱として、強固な顧客基盤の形成と安定的な収益基盤の確保を図るとともに、地域からより一層必要とされ信頼される金融機関を目指します。

共済事業

近年、様々な地域で大規模自然災害が多発し、災害に対する備えとして保障ニーズが高まっています。また自動車保険業界では、若者のクルマ離れやカーシェアリング・レンタカーの普及によって従来の考え方とは違う「所有から使用」へと変化が見受けられ、その多様なニーズに対応した保険商品が発売されています。そのような中、JA共済は、組合員・利用者との接点づくりを強化することにより、「ひと・いえ・くるま」のバランスの取れた総合保障の提供と農業・地域へのさらなる貢献に向けた取り組みを行っていきます。また、法令等の遵守、利用者の立場に立った丁寧な説明等を実施し、信用・信頼されるJA共済を目指します。

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、信用事業について専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産部会では栽培履歴記帳の作成を義務化、秋冬野菜部会では毎週1回役員による品質 検査を実施し、良品質な農産物を市場出荷しました。

また、昨年度JGAP認証を取得した生産者に対して維持審査を行うとともに、米・麦施設において安全対策指導を行いました。

◇担い手・新規就農者支援の取り組み

生産者の労力軽減に向け自動播種機を購入し、一部生産者の圃場で試験播種を実施しました。令和2年度には生産者協力のもとブロッコリー等野菜苗育苗の労力軽減に本格的に取り組んでまいります。また、全自動移植機とは別に新たに半自動移植機を1台増台し、栽培面積の維持拡大に取り組みました。

◇農業関連融資の状況

(単位:千円)

	30 年度	元年度	
件数	250	225	
貸出残高	346,093	364,282	

◇地産地消・食育の取り組み

地産地消運動の一環として、Aコープ店内及びアピタ松阪三雲店に産直コーナーを設置するほか、学校給食へ地元野菜の納入に取り組んでいます。また、次世代の農業を担う子供たちが「米づくり」を通して稲作の文化、水田の持つ多目的機能、ごはん食の大切さを学んでもらおうと、小学生を対象とした米づくりの体験学習を行いました。

地場産業として香良洲町の特産物である「香良洲梨」の授粉から収穫までの一連の作業を地元小学生に体験させました。また、プランターで作れる夏野菜の栽培指導を行ったほか、「ブロッコリー」については理解を深めるため、出前授業による学習指導を行いました。 さらに、食と農を結ぶ食農教育として女性部を中心に味噌づくりの出前授業を実施しました。

5. 沿革・歩み

年 月	内 容
平成元年 4月	一志東部農業協同組合誕生 嬉野町農協と三雲町農協が合併する ㈱Aコープー志東部誕生 AコープうれしのとAコープみくもが合併する
平成2年 5月	香良洲町農協と合併予備契約調印
平成2年11月	新生一志東部農業協同組合発足 一志東部農協と香良洲町農協が合併する
平成3年 4月	愛称をJA一志東部とする
平成5年 2月	グリーンセンター竣工式及び開店
平成9年 7月	中川支店新築オープン
平成11年3月	カントリーエレベーター竣工式
平成13年3月	貯金量500億円達成
平成15年4月	特定農業協同組合の承認
平成16年8月	中原店新築オープン
平成19年5月	店舗統廃合による新体制スタート 中川・三雲天白・香良洲支店リニューアルオープン
平成28年8月	香良洲支店移転
平成29年12月	JA葬祭「虹のホール」開館

6. 事業の概況 (令和元年度)

信用事業

(貯金)

夏・冬のボーナスキャンペーン実施、年金振込者定期貯金等の企画商品の通年展開および給与振込者・年金振込者の獲得に注力した結果、個人貯金は計画対比100.3%となりました。

(貸出金)

農業資金は、担い手中心にJAバンク利子補給等のPR活動や農機具販売店への定期的な訪問を実施しましたが、1億9百万円の新規実行に止まり計画対比99.1%となりました。

また、住宅資金は、営業担当者の住宅販売会社等への定期的な訪問活動等により、13億46百万円の新規実行で計画対比102.1%となりました。マイカーローンを中心とする小口ローンは、窓口や金融外務員の情報収集により78件の新規実行で計画対比102.6%となりました。

共済事業

「3Q訪問活動」と「安心チェック」の実施から「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供に努めましたが、推進総合ポイントは計画対比96.3%、新規契約ポイントは97.6%に止まりました。

また、自動車事故対応での早期解決や引受および支払処理の迅速化・適正化を図り利用 者満足度向上に努めました。

購買事業

超高齢化社会や農業生産基盤が脆弱化する中、農業者の生産コスト低減へ向けた資材提供の強化を図りましたが、全体では供給高5億80百万円で計画対比80.0%となりました。

農業生産資材関連では肥料・農薬等の供給高については前年対比で92.5%となり、 生産コスト低減に向けた取り組みも重なり、計画対比では87.4%となりました。

生活関連では新規参入品目もあり、生活資材供給高が前年対比104.6%となりましたが、暖冬による燃油供給の減少、また葬儀の規模縮小が影響し、葬儀施行件数は前年対比104.5%と増加しましたが、供給高は計画対比で58.4%となりました。

営農生活指導部門

気象状況の変化や地域農業の実態を的確に捉え、出向く営農指導を展開し担い手等への 指導強化を行いました。女性部活動では、環境美化の取り組みとして中勢バイパス周辺の ごみゼロ運動を実施しました。

販売事業

販売事業実績6億11百万円と計画対比97.4%となりました。

本年の水稲については、梅雨明けまでの低温・寡照・多雨、台風による倒伏の影響により、充実不足・基部未熟粒・カメムシによる斑点粒の発生も多く見受けられ1等米比率は14.2%と低くなりましたが販売高については昨年を上回りました。又、秋冬野菜類については、8月以降の台風や10月の長雨等で生育が若干遅れ気味、さらに暖冬の影響で全国的に豊作基調となり安値販売が続きました。苺については、定植が遅れたものの、順調に回復して年内は大玉傾向となり、年明けについては暖冬により前進出荷となりました。

その他事業(特別会計)

育苗センターでは、供給計画50,500箱に対し、実績49,221箱となり計画対比97.5%となりました。また、カントリーエレベーターでは、麦の計画16,000 俵に対して取扱実績が18,070.5俵となり計画対比112.9%、米は計画7,000俵に対して取扱実績が7,621.5俵となり計画対比108.9%となりました。

7. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、松阪市のうち平成 16 年 12 月 31 日現在における一志郡嬉野町・三雲町の区域 及び津市香良洲町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となっ て、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営 される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の 協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	5,343人	出資金	876,927千円
------	--------	-----	-----------

●地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高

72,280百万円

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
総合口座	_	1 円以上	いつでも自由に出し入れできる貯金です。給料や年金の受取、公共料金などの自動支払にもご利用いただけます。また、総合口座定期貯金をセットすることにより、自動融資を受けることができます。
貯蓄貯金	_	1 円以上	いつでも自由に預入、払出ができる貯金です。 5段階による金利設定となっているため、残高が多 いと普通貯金より有利な金利となります。
スーパー定期貯金	1ヶ月以上	1,000 円以上	自由に預入期間の設定ができ、まとまった資金の運用に最適です。
	5年以内	1 円単位	単利型と複利型が選択できます。
大口	1ヶ月以上	1,000 万円以上	1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適です。
定期貯金	5年以内	1 円単位	
定期積金	6ヶ月以上	1,000 円以上	預入期間の間、毎月一定額を積立てます。まとまった資金づくりに最適です。
	5年以内	1 円単位	定額式、目標式、逓増逓減式及び満期分散式があります。

●地域への資金供給の状況

(1)貸出金残高

(単位:百万円)

正組合員		2, 030
准約	且合員	10,394
	地方公共団体	3 0 4
員	地方公社等	_
外	金融機関	_
25	その他員外	2, 099
	計	2, 404
合	11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	14,829

(2)制度融資取扱い状況

(単位:百万円)

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	1 3 3	農業者等の農業経営の近代化を図る。
農業改良資金	0	高リスク農業にチャレンジする担い手の農業 経営の安定及び農業生産力の増強を図る。
金融公庫資金	4	農業者等の経営の近代化を図る。
農業経営改善促進資金	6 0	経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の 育成を図る。
就農支援資金	0	青年等の就農促進を図る。

(3)融資商品

資金名		対象者	資金使途
	農業近代化資金	農業者·認定 農業者	農業経営の近代化を図るための資金
	スーパーL資金	認定農業者	農業経営の改善を支援するための長期資金
農業資金	スーパーS資金	認定農業者	農業経営の運転資金
	農業経営資金	農業者	農業経営に関する一切の資金
	営農ローン	農業者	効率的・安定的な農業経営を図るための資 金

住宅資金	住宅ローン	組合員等	住宅の新築・購入・増改築、土地の購入、 他金融機関で借入中の住宅資金の借換えの ための資金
	リフォームローン	組合員等	既存住宅の増改築・改装・補修等
	フリーローン	組合員等	家具購入等の生活資金全般
	マイカーローン	組合員等	自動車・バイクの購入、車検、修理費用等
生活資金	教育ローン	組合員等	子弟の学費、アパート家賃等教育に関する 資金
	カードローン	組合員等	生活資金全般
事業資金 資産活用資金		組合員	賃貸住宅の新築、増改築等

●地域密着型金融への取組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本的方針」に基づき、新規 貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また金融機関としてコンサルティング機能を充分に発揮できるよう、研修・セミナーの 受講により担当者の能力向上に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本的方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置、統括部署を 明確化し、金融円滑化委員会において協議を行ないその結果等を理事会に報告しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) 特殊詐欺犯罪に対する注意喚起

振り込め詐欺防止に向けた啓発活動の一環として、年2回街頭でのチラシ配りを行い、 振り込め詐欺の撲滅に向けた取り組みをしています。また、特殊詐欺犯罪に対応するため の内部研修を行い未然防止に努めています。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

<地方公共団体への協力>

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市の行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

松阪市の指定代理金融機関、また津市の収納代理金融機関として、税金等の公金事務の 窓口を担当し、多くの皆様にご利用いただいています。

<地域への奉仕活動>

地域社会の一員として、当組合も明るく住みよい地域社会づくりの一助となるよう交通 安全県民運動の一環として職員による街頭での交通安全啓発活動や地域美化活動を実施し ております。

また津市・松阪市と連携して、高齢者や地域住民にやさしいまちつくりに関する取り組みについての協定書を締結し、「徘徊SOSネットワーク」について登録しているほか、地域住民の救命医療への貢献を目的にカントリーエレベーター駐車場をドクターへリ臨時離着陸場として三重県に登録を行いました。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

<顧問弁護士による無料法律相談会の開催>

平成16年度より、当JAの顧問弁護士が無料で相談に応じる法律相談会を2か月に1回開催しております。

< I A一志東部助け合い組織「たんぽぽの会」>

高齢者対策活動の一環として、平成12年4月に設立し、現在、協力会員21名(組合員家族、地域住民及びJAホームヘルパー)によるホームヘルプサービス(掃除、話し相手等)、ボランティア活動(給食サービス、やまゆりの里)、ミニディサービス等を行っております。

(3)情報提供活動

<「かがやき」などの情報誌の定期発行>

当組合では、平成元年4月以来、当JAの活動のみならず、地元の行事・活動を紹介した「かがやき」を発行しています。

本誌は、毎回テーマを絞って地域の産業や話題等をとりあげており、身近な広報誌として地域の皆様にご好評をいただいています。

<ホームページの開設>

当組合では、平成13年8月以来、ホームページを開設し、JAの事業活動等を掲載しております。ホームページのURLは、http://www.jamie.or.jp/jagroup/ichisitobu/です。

●自治体との防災協定について

松阪市と「災害時における緊急避難者収容施設等の貸与に関する協定書」、「津波発生時における緊急一時避難ビルとしての使用に関する協定書」を締結しており、災害発生時に旧中郷店を始めとする施設を避難所や緊急物資集積のために提供します。

さらに、津市と「災害時における精米の調達及び供給に関する協定書」を締結しており、 災害時において精米の優先供給を行うとともに、搬出に関し積極的に協力します。

・ 避難所及び避難場所一覧

施設名		所在地	用途		
旧	中	郷	店	松阪市嬉野森本町 1173-4	収容・集積場
旧	豊	田	店	松阪市嬉野川北町 1302	収容・集積場
カ:	ントリーエ	こレベー	ター	松阪市嬉野川北町 1755	集積場
旧	米ノ	庄	店	松阪市中ノ庄町 121	収容・集積場・津波避難場所
三	雲営農	セン:	ター	松阪市中道町 319	炊事場

8. リスク管理の状況

●リスク管理の体制

【リスク管理基本方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を 要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

1 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響(何らかの損失)を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3) リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行う ことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的 な管理を行う。

(4) リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の 統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

2 環境変化への対応

- (1)経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。
- (2) リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

3 方針の検証と見直し

- (1)経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。
- (2) 前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取り組み】

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と

収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析など を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金 確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること により損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引 ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損 失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、 安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断 を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した うえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適 切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

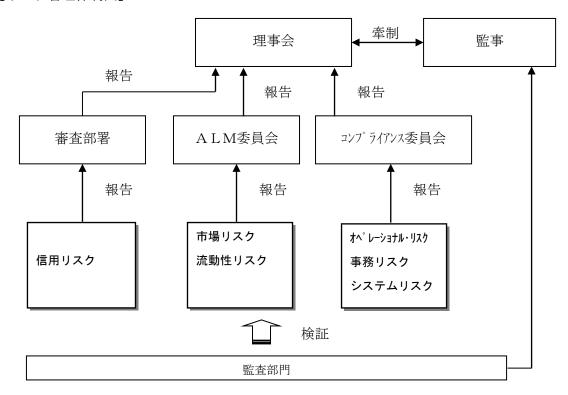
(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に 伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより 金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼 働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

【リスク管理体制図】



●法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい 批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の 高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、 その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に たち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

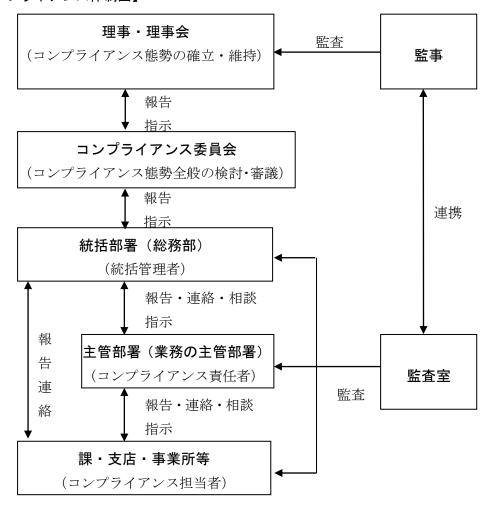
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長と するコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、 本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統 括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・ 相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

一志東部農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、 反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口

·信用事業(電話:0598-42-5901)

· 共済事業 (電話: 0598-48-3939)

(午前9時~午後5時、金融機関の休日を除く)

【紛争解決措置の内容】

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

•信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間		
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777	月〜金(祝日·年末年始を除く) 10:00〜16:00		
民間総合調停センター (大阪府)	一般社団法人 JA バンク相談所を通じてのご利用 となります。			

*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話: 03-6837-1359)にお申し出ください。なお、愛知県弁護士会紛争解決センターには、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

• 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

http://www.jibai-adr.or.jp/

(公財) 日弁連交通事故相談センター

http://www.n-tacc.or.jp/

(公財) 交通事故紛争処理センター

http://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

【金融商品の勧誘方針】

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の 事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

【金融円滑化にかかる基本的方針】

JA一志東部(以下、「当JA」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客 さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
 - また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、 お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてま いります。
 - また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J Aは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
 - また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申し込みに対し、円滑に措置をとることが出来 るよう、必要な体制を整備いたしております。
- (1)組合長以下、関係役員および部課長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 金融共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 本店および各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店および各支店における金融円滑の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取扱い方針

【個人情報保護方針】

一志東部農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報 で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。) その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらか じめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、そ の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報 においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超 えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。 利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、 取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取 得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(保護法 第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意 を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本 人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

一志東部農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因 を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

組合員の高齢化、後継者不足等の農業の構造的問題について、営農継続を貸出面からバックアップするとともに、法人化、企業化した農業者や認定農業者などの地域農業の中核的担い手に対し、積極的な貸出を行います。

また、住宅ローンを始めとする農業資金以外にも注力し、資金循環機能を果たします。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年3月末における自己資本比率は、10.68%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

【組合員加入方針】

当組合ではJAの基礎組織基盤として継続的に農業経営を行える環境を整えるため、正組合員加入・増資運動に取り組んでいます。また、JAの事業利用者や活動に参加する地域の方々に対し、「地域農業の応援団」として准組合員加入を促進しています。

- 1. 正組合員の維持・拡充
- (1) 正組合員の世代交代や女性の J A運営参画を踏まえた取り組み
 - ① 一戸複数組合員化

次世代への正組合員加入の促進や末加入者の掘り起しと加入の働きかけを行います。

②女性の正組合員加入促進

地域農業の維持・振興に重要な役割を果たしている女性農業者に対して正組合員への 加入促進を図ります。

- ③直売所出荷会員の正組合員加入促進を図ります。
- (2) 新規・定年後就農者等への取り組み

直売所等への少量出荷者の規模拡大支援、新規就農希望者等への営農指導強化により 多様な担い手を育成し、正組合員への加入促進を図ります。

2. 准組合員の拡大

- ①地域農業を応援する意思を確認しつつ、JAの事業を利用する方を中心に組合員加入推進を図ります。
- ②食農教育イベント等への参加者に対して、幅広く組合員加入の促進をするとともに、農業応援イベント等への参加を積極的に促し、地域農業の理解と協力を得られる応援団づくりを図ります。
- ③加入後の対応として農業やJA事業の理解を深めることに努め「地域農業の応援団」としての役割を明確に伝えていきます。また、アンケート等を通して意見集約を図ります。

○普通出資による資本調達額

項目	内容				
発行主体	一志東部農業協同組合				
資本調達手段の種類	普通出資				
コア資本に係る基礎項目に算入した額	876百万円(前年度871百万円)				

10. 主要な業務の内容

●事業の内容	
信用事業	信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の事業を行っています。 この信用事業は、農協、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として一体的な事業運営により、「便利」と「安心」をお届けします。
◎貯金業務	組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまの貯金をお預りしています。 当座貯金、普通貯金、総合口座、貯蓄貯金、スーパー定期、定期積金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。
◎融資業務	組合員と地域住民のみなさまの農業や、生活、事業に必要な資金を ご融資しています。 また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の 質的向上、発展に貢献しています。 さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資の申し込み のお取次もしています。
◎為替業務	全国の農協、信連、農林中金の約7,600におよぶ店舗に加えて、 全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当組合の窓口を 通してどこの金融機関へでも資金を送ることができるほか、手形、小 切手等も安全、確実、迅速に取り立てを致します。
◎国債窓口販売	国債等(利付・割引国庫債券)の窓口販売の取扱と保護預りを行っています。
◎サービス その他	当組合では、コンピュータオンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込・自動集金・口座振替、年金振込などをお取扱しています。 また、全国の農協、銀行、ゆうちょ銀行などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなどいろいろなサービスに努めています。 また、インターネットを利用して、残高照会や振込ができるインターネットバンキングを取り扱っています。
共済事業	共済事業は、不時の災害に対し、組合員の生活の基盤である「ひと・いえ・くるま」を相互扶助によりトータルに保障し、くらしの安定を 長期的にはかる協同活動です。 共済事業は共済契約にもとづき、共済契約者から共済金の払込みを 受け、共済事故の発生により、共済金を支払う事業です。 種類としては、通常、共済の対象となる生命、建物、動産および自

期、長期にも区分されます。

動車などにより区分されます。また、それに加えて共済期間により短

指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業の2種類に大別することができ、営農指導事業は営農面の協同活動にともなう指導事業であり、 生活指導事業は生活面の協同活動にともなう指導事業です。

◎営農指導事業

営農事業の主な活動内容は、

- ①営農計画策定活動
- ②農業生産技術の研究、導入活動
- ③農業経営技術の研究、導入活動
- ④生産者の組織活動
- に分かれます。

◎生活指導事業

生活事業の主な活動内容は

- ①生活設計策定活動
- ②生活関係の組織活動
- に分かれます。

販売事業

販売事業とは、組合員の共同販売活動であり、営農活動の成果である生産物を有利に販売する協同活動です。農家の営農活動を締めくくり完成させる事業ですが、一方同時に有利な販売ができるように、営農活動全体を計画管理する重要性から、販売事業は営農活動の起点となる戦略的事業の一面を持っています。

また、事業の対象である農作物や畜産物の種類により、米穀販売、 青果物販売(産直)、および畜産物販売の3種類に大別されます。

購買事業

購買事業は、組合員の共同購買活動であり、農業生産および消費生活に必要な資材について良質なものを有利に購入する協同活動です。

購買事業は組合員の営農活動と生活活動とにまたがっており、営農活動としての購買事業は主として商品生産に投入される資材(生産資材)の調達であり、営農指導事業や販売事業と強く結びついた活動です

これに対し、生活活動としての購買事業は、健康で文化的な生活を 実現するための資材(生活物資)を入手するものであり、生活指導事 業や厚生事業等と深く結びついた活動です。

●系統セーフティネット (貯金者保護の取り組み)

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

(1)「JAバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法 律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」 に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」と いいます。

「J Aバンクシステム」はJ Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

(2)「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJ A等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJ Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金※」等を活用し、個々のJ Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2019年3月末における残高は1,706億円となっています。

(3)「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

(4) 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

11. 経営の組織

●組織機構図 (令和2年3月31日現在) 貯金為替課 金融推進課 融資 課 金 (金融共済担当) 中 融 証 券 課 Ш 共 支 済 (事故相談センター) 理 店 部 共 済 課 事 슾 共済査定課 三雲天白支店 総 代表理事組合長 総務課 代 総 会 企 画 課 香 良 洲 支 店(香良洲営農センター) 部 リスク管理課 常 務 (総務・営農経済担当) 監 事 営農指導課 会 米穀農政課 営 常 監 勤 資 材 課 査 監 経 事 室 済 部 三雲営農 センター 農機自燃課 30

●組合員数

(単位:人)

	30 年度末	元年度末	増減
正組合員数	2,628	2,557	△71
個 人	2,608	2,535	△73
法人	20	22	2
准組合員数	2,771	2,786	15
個 人	2,764	2,780	16
法人	7	6	$\triangle 1$
合 計	5,399	5,343	$\triangle 56$

●組合員組織の状況

組織名	構成員数
農家実行組合	組織数 247組合
女性部	304人
トマト部会	嬉野地区 1人
	三雲地区 2人
軟弱ハウス部会	4人
苺部会	3 3 人
秋冬野菜部会	60人
イチジク部会	9人
香良洲梨部会	22人
露地大根部会	7人
水田農業経営者協議会	18人

●地区一覧

○市-松阪市のうち平成16年12月31日現在における一志郡嬉野町・三雲町の区域 域および津市香良洲町の区域

12. 役員構成

(令和2年3月末現在)

	役	員		氏	名		役	員		氏	名
代表	長理事	事組 台	子 長	市川	峰男	代	表	監	事	上田	俊篤
常	務	理	事	和田	浩	常	勤	監	事	船木	芳則
11			河村	公秀	監			事	米倉	幾雄	
理			事	花井	忠和	員	外	監	事	山本	純雄
女	性	理	事	中林	孝子						
理			事	山田	吉雄						
女	性	理	事	髙瀬	幸子						
理			事	乾	英						
JJ			米倉	好晴							
	J	ı		今井	快示						
JJ			安保	武治							
11			北川	常一							
	11			松田	忠正						
II			中西	勲							

注)

- 1. 農協法第30条第12項第1号の規定に該当する者は次のとおりです。 花井 忠和、今井 快示、安保 武治、北川 常一、松田 忠正
- 2. 農協法第 30 条第 12 項第 2 号の規定に該当する者のうち、1 の者以外の者は次のとおりです。

市川 峰男、和田 浩、河村 公秀

13. 事務所の名称及び所在地

店舗名 住 所		電話番号	CD/ATM 設置台数
本店	松阪市嬉野権現前町 464-5	0598-42-1611	
中 川 支 店	松阪市嬉野中川新町4丁目156	0598-42-1103	2 台
三雲天白支店	松阪市曽原町 666	0598-56-2431	1台
香 良 洲 支 店	津市香良洲町 1863-8	059-292-3021	1台
事故相談センター	松阪市嬉野田村町 840-1	0598-48-3939	1台
資 材 課	松阪市嬉野下之庄町 5	0598-42-5903	
三雲営農センター	松阪市中道町 319	0598-56-6662	
JA葬祭 虹のホール	松阪市肥留町 323-1	0598-20-8734	

(店舗外 CD・ATM 設置台数 1台)

14. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

資産の部	平成 30 年度	(甲位:下円) 令和元年度
1 信用事業資産	71,148,712	71,902,105
(1)現金	227,421	219,807
(2)預金	47,977,291	48,553,024
系統預金	47,677,289	48,252,081
系統外預金	300,001	300,943
(3)有価証券	8,190,871	8,166,666
国債	1,000	1,000
地方債	469,100	461,500
社債	7,043,650	7,524,330
株式	160,797	
受益証券	422,230	102,550
投資証券	94,093	77,286
(4)貸出金	14,576,879	14,829,704
(5)その他の信用事業資産	176,249	132,902
未収収益	61,519	59,319
その他の資産	114,730	73,582
2 共済事業資産	2,867	3,835
(1)その他の共済事業資産	2,867	3,835
3 経済事業資産	172,221	178,381
(1)経済事業未収金	105,906	98,426
(2)経済受託債権	12,637	25,896
(3)棚卸資産	35,205	37,071
購買品	19,220	19,170
その他の棚卸資産	15,984	17,901
(4)その他の経済事業資産	18,472	16,986
4 雑資産	59,420	110,763
(1)雑資産	59,420	110,763
5 固定資産	1,807,585	1,754,908
(1)有形固定資産	1,770,766	1,721,887
建物	2,241,716	2,250,336
構築物	227,775	227,775
機械装置	981,032	976,351
土地	979,314	979,314
その他の有形固定資産	111,990	110,312
減価償却累計額	△ 2,771,063	\triangle 2,822,202
(2)無形固定資産	36,818	33,021
6 外部出資	2,435,790	2,435,790
(1)外部出資	2,435,790	2,435,790
系統出資	2,391,624	2,391,624
系統外出資	44,166	44,166
7 繰延税金資産	29,472	89,837
資産の部合計	75,656,069	76,475,622

負債・純資産の部	平成 30 年度	令和元年度
1 信用事業負債	71,374,115	72,542,621
(1)貯金	71,127,409	72,280,292
(2)借入金	5,684	4,795
(3)その他の信用事業負債	241,021	257,533
未払費用	104,964	73,547
その他の負債	136,056	183,985
2 共済事業負債	255,937	232,779
(1)共済資金	152,681	130,469
(2)未経過共済付加収入	99,708	96,697
(3)共済未払費用	3,506	5,538
(4)その他の共済事業負債	40	74
3 経済事業負債	90,973	91,778
(1)経済事業未払金	39,961	33,180
(2)経済受託債務	41,010	47,490
(3)その他の経済事業負債	10,000	11,108
4 設備借入金	327,201	68,600
5 雑負債	81,302	111,888
(1)未払法人税等	6,037	21,435
(2)資産除去債務	20,176	20,277
(3)その他の負債	55,088	70,174
6 諸引当金	328,521	328,130
(1)賞与引当金	28,134	27,498
(2)退職給付引当金	182,365	180,083
(3)役員退職慰労引当金	24,184	29,902
(4)特例業務負担金引当金	93,837	90,645
負債の部合計	72,458,050	73,375,797
1 組合員資本	2,991,564	3,055,110
(1)出資金	871,268	876,927
(2)利益剰余金	2,126,073	2,185,942
利益準備金	568,000	570,000
その他利益剰余金	1,558,073	1,615,942
共同利用施設設置積立金	150,000	150,000
信用事業基盤強化積立金	161,803	161,803
ソフトウェア開発準備金	50,000	50,000
経営安定対策積立金	457,000	457,000
特別積立金	640,000	640,000
当期未処分剰余金	99,270	157,138
(うち当期剰余金)	(7,043)	(68,427)
(3)処分未済持分	△ 5,777	△ 7,759
2 評価・換算差額等	206,453	44,715
(1)その他有価証券評価差額金	206,453	44,715
純資産の部合計	3,198,018	3,099,825
負債及び純資産の部合計	75,656,069	76,475,622

●損益計算書

科目	平成 30 年度	令和元年度
1 事業総利益	980,184	984,887
事業収益	_	1,728,807
事業費用	_	743,920
(1)信用事業収益	697,554	742,898
資金運用収益	620,355	602,576
(うち預金利息)	(332,543)	(328,382)
(うち有価証券利息)	(90,518)	(96,687)
(うち貸出金利息)	(185,461)	(165,438)
(うちその他受入利息)	(11,832)	(12,068)
役務取引等収益	19,638	19,943
その他事業直接収益	20,257	21,919
その他経常収益	37,302	98,459
(2)信用事業費用	98,706	144,690
資金調達費用	75,934	65,419
(うち貯金利息)	(72,296)	(62,216)
(うち給付補填備金繰入)	(2,589)	(2,075)
(うち借入金利息)	(275)	(116)
(うちその他支払利息)	(774)	(1,010)
役務取引等費用	11,143	11,199
その他事業直接費用	13,773	_
その他経常費用	\triangle 2,145	68,071
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 51,574)	_
信用事業総利益	598,847	598,208
(3)共済事業収益	282,478	271,869
共済付加収入	261,816	251,788
共済貸付金利息	750	_
その他の収益	19,911	20,080
(4)共済事業費用	13,427	14,023
共済借入金利息	750	- 0.00
共済推進費	7,110	9,065
共済保全費	1,194	791
その他の費用	$ \begin{array}{c} 4,372 \\ (\triangle 253) \end{array} $	4,167
(うち貸倒引当金戻入益)		957.945
共済事業総利益 (5)購買事業収益	269,050	257,845
	675,011	607,203
購買品供給高 購買手数料	(100,022)	580,898 (97,672)
	(100,922)	
を	4,012 22,477	3,581 22,723
(6)購買事業費用	576,466	511,598
(O)	547,599	483,225
	20,326	17,493
その他の費用	8,539	10,879
(うち貸倒引当金戻入益)	(\(\triangle \) 313)	-
購買事業総利益	98,545	95,605
(7)販売事業収益	39,485	39,071
販売品販売高	2,102	2,800
販売手数料	28,727	28,882
その他の収益	8,655	7,387
(8)販売事業費用	5,670	6,689
販売品販売原価	1,844	2,554
販売費	2,154	
その他の費用	1,671	4,134
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 133)	
販売事業総利益	33,814	32,382
1900 1. Sixton (1 mm	00,014	52,502

当期未処分剰余金	99,270	157,138
当期首繰越剰余金	92,226	88,710
当期 剰余金	7,043	68,427
法 人 税 等 合 計	△ 34,421	29,285
法 人 税 等 調 整 額	△ 47,485	156
法人税、住民税及び事業税	13,063	29,129
税引前当期利益	\triangle 27,377	97,713
(2)特例業務負担金引当金繰入	93,837	
(1)固定資産処分損	13,511	0
6 特別損失	107,348	0
(2)一般補助金	_	115
(1)固定資産処分益	5,837	90
5 特別利益	5,837	206
経常利益	74,132	97,506
(5)雑損失	3,441	843
(4)委託施設管理費	19,175	19,167
(3)寄付金	94	94
(2)貸倒引当金戻入益	\triangle 49	_
(1)支払雑利息	383	310
4 事業外費用	23,044	20,414
(5)雑収入	5,969	6,326
(4)委託施設賃貸料	19,472	19,457
(3)賃貸料	3,985	3,881
(2)受取出資配当金	26,575	26,569
(1)受取雑利息	221	173
3 事業外収益	56,223	56,408
事業利益	40,954	61,513
(5)その他事業管理費	4,010	857
(4)施設費	93,306	86,675
(3)諸税負担金	34,924	34,658
(2)業務費	101,397	116,323
(1)人件費	705,591	684,858
2 事業管理費	939,230	923,373
指導事業収支差額	$\triangle 10,270$	△ 4,788
(18)指導事業支出	13,506	8,208
(17)指導事業収入	3,235	3,419
その他事業総損失	18,116	1,113
(16)その他事業費用	93,564	73,304
利用事業税扱 (15)その他事業収益	75,447	72,191
利用事業総損失	155	42
(13)利用事業収益 (14)利用事業費用	751 907	386 344
加工事業総利益 (13)利用事業収益	487	113
	2,331	2,565
(11)加工事業収益 (12)加工事業費用	2,818	2,678
保管事業総利益	7,981	6,592
(10)保管事業費用	1,420	2,714
(9)保管事業収益	9,401	9,306
(4) 四	0	0.000

⁽注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の 内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

●キャッシュ・フロー計算書

科目	平成 30 年度	令和元年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	△ 27, 377	97, 713
減価償却費	31, 937	30, 371
減損損失	-	11, 785
引当金の増減額(△は減少)	△ 52, 326	_
外部出資等損失引当金の増減額(△は減少)	-	-
賞与引当金の増減額(△は減少)	899	△ 636
退職給付引当金の増減額(△は減少)	23, 231	△ 2,282
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4, 624	5, 718
特例業務負担金引当金の増減額(△は減少)	△ 93, 837	△ 3, 191
信用事業資金運用収益	△ 621, 672	△ 604,059
信用事業資金調達費用	75, 934	65, 419
共済貸付金利息	△ 750	_
共済借入金利息	750	_
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 26, 796	△ 26, 743
支払雑利息	383	310
為替差損益(△は益)	_	-
有価証券関係損益(△は益)	△27, 998	△ 86,819
金銭の信託の運用損益(△は益)	_	-
買入金銭債権関係損益(△は益)	_	-
固定資産売却損益(△は益)	7, 673	△ 90
固定資産圧縮損(△は益)	-	_
その他の損益 (△は益)	39, 162	24, 731
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	838, 526	△ 252,824
預金の純増(△)減	△ 512,000	△ 629,000
貯金の純増減 (△)	1, 291, 823	1, 152, 882
信用事業借入金の純増減(△)	△ 13, 355	△ 889
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 22, 266	40, 891
その他の信用事業負債の純増減 (△)	59, 845	50, 121
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	76, 049	_
共済借入金の純増減(△)	△ 76, 049	_
共済資金の純増減(△)	27, 252	△ 22, 212
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 1,579	△ 3,011
その他の共済事業資産の純増(△)減	720	△ 967
その他の共済事業負債の純増減 (△)	△ 8, 254	2,065
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	7, 033	7, 480
経済受託債権の純増(△)減	10, 130	\triangle 13, 258
棚卸資産の純増(△)減	△ 8, 460	△ 1,866
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	592	△ 6,781
経済受託債務の純増減 (△)	△ 20,911	6, 479
その他の経済事業資産の純増(△)減	3, 409	1, 485
その他の経済事業負債の純増減 (△)	10,000	1, 107

I	(その他の資産及び負債の増減)		ĺ
	その他の資産の純増 (△) 減	8, 484	△ 49, 147
	その他の負債の純増減 (△)	7, 495	6, 963
	未収消費税等還付金の純増(△)減	0	, _
	未払消費税等の純増減(△)	_	△ 2,799
	信用事業資金運用による収入	603, 722	606, 378
	信用事業資金調達による支出	△ 86, 015	△ 98, 891
	共済貸付金利息による収入	1, 652	
	共済借入金利息による支出	△ 1,597	_
	事業の利用分量に対する配当金の支払額		_
小	計	1, 717, 763	306, 432
.1	雑利息及び出資配当金の受取額	55, 936	26, 312
	雑利息の支払額	△ 8, 285	2, 824
	法人税等の支払額	$\triangle 6,283$ $\triangle 1,129$	\triangle 6, 037
#	業活動によるキャッシュ・フロー	1, 764, 283	329, 531
2	************************************	1, 704, 203	329, 331
_	有価証券の取得による支出	A 1 F09 400	A 1 0E0 E00
		△ 1, 598, 400	△ 1,959,590
	有価証券の売却による収入	546, 311	1, 286, 155
	有価証券の償還による収入	50, 059	550, 413
	金銭の信託の増加による支出	_	-
	金銭の信託の減少による収入	-	-
	買入金銭債権の増加による支出	-	_
	買入金銭債権の減少による収入	-	-
	補助金の受入れによる収入	-	-
	固定資産の取得による支出	△ 4, 186	△ 10,019
	固定資産の処分による収入	20, 451	90
	リース資産の取得による支出	-	-
	リース資産の処分による収入	-	-
	外部出資による支出	△ 834,000	-
	外部出資の売却等による収入	-	-
投	資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,819,763	△ 132, 950
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	設備借入れによる収入	-	
	設備借入金の返済による支出	△ 36, 999	\triangle 258, 601
	リース債務の増加による収入	-	-
	リース債務の返済による支出	-	-
	出資の増額による収入	38, 283	45, 698
	出資の払戻しによる支出	△ 33, 628	△ 34, 016
	回転出資金の受入による収入	-	-
	回転出資金の払戻しによる支出	-	-
	持分の取得による支出	△ 5,777	\triangle 7,759
	持分の譲渡による収入	2, 539	5, 777
	出資配当金の支払額	△ 8,642	\triangle 8, 559
	(非支配株主への配当金支払額)	-	
財	務活動によるキャッシュ・フロー	△ 44, 224	△ 257, 460
4	現金及び現金同等物に係る換算差額	-	
5	現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 99, 704	△ 60,879
6	現金及び現金同等物の期首残高	621, 316	521, 612
7	合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	-
8	現金及び現金同等物の期末残高	521, 612	460, 732
<u> </u>	2	022, 012	

●注記表等

<平成30年度>

- I 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
 - (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
 - ②時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品(在庫管理)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
 - (2) その他の棚卸資産(貯蔵品)・・・最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産については定率法(ただし、特別会計、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について は定額法)を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一 の方法によっています。
 - (2) 無形固定資産については定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に 則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の 状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積 ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可 能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、5,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒 実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(追加情報)

従来、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権に係る貸倒引当金については、過去の貸倒実績率を補正する方法として、租税特別措置法施行令に基づく法定繰入率を適用していましたが、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」の改正(平成29年4月21日)を受け、当事業年度より過去の貸倒実績率に基づき補正した方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度末における信用事業資産の貸倒引当金が47,831 千円、経済事業資産の貸倒引当金が391 千円および雑資産の貸倒引当金が43 千円減少し、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益が48,265 千円増加しています。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年 度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。な お、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職 給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づ く期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来 負担見込額に基づき計上しています。

(追加情報)

従来、特例業務負担金については、将来見込額を注記する方法によっておりましたが、財務内容を健全化するため、当年度より特例業務負担金引当金として負債に計上する方法に変更しております。これにより従来の方法によった場合と比較して、税引前当期利益が93,837千円減少しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除 対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

1 棚卸資産の評価方法

肥料・農薬・農機部品等の評価方法は従来、売価還元法によっていましたが、システム更改に伴う データ整備により、品目別の数量管理が可能となったため当事業年度から総平均法に変更しました。 なお、この変更による影響は軽微です。

2 追加情報

信連預金奨励金にかかる会計処理の変更

信連預金奨励金について、従来は3月分を未収計上しておりませんでしたが、当該奨励金の3月分の未収金額の見積りが可能となったことから、当事業年度より未収計上しています。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度末における信用事業資産の未収収益が26,068 千円増加し、当事業年度の信用事業収益の資金運用収益が同額増加しており、その結果事業利益、経常利益及び税引前当期利益が同額増加しています。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は957,616千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位:千円)

種類				圧縮額
建			物	398, 206
構	多	矣	物	10, 026
機	械	装	置	548, 239
車	両 道	重 搬	具	1,043
工	具 器	具 俳	前 品	102

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金 100 千円を設定しています。 為替決済の取引の担保として、定期預金 3,500,000 千円を設定しています。

- 3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,857 千円
- 4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は38,145 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞 している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,101千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金 で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,246千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 金融商品に関する注記

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 856,036 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数 の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
預 金	47, 977, 291	47, 992, 055	14, 764
有価証券			
満期保有目的の債券	651,000	658, 192	7, 192
その他有価証券	7, 539, 871	7, 539, 871	_
貸出金 (*1)	14, 589, 920		
貸倒引当金控除後	14, 589, 920	15, 185, 679	595, 758
資 産 計	70, 758, 083	71, 375, 799	617, 715
貯 金	71, 127, 409	71, 184, 313	56, 903
負 債 計	71, 127, 409	71, 184, 313	56, 903

(*1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金 13,041 千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	
外部出資(*1)	2, 435, 790	
合 計	2, 435, 790	

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	47, 677, 291	-	_	-	1	300, 000
有価証券						
満期保有目的の債券	100, 000	_	101,000	_	_	450,000
その他有価証券のう	200, 000	300,000	100,000	_	300, 000	5, 400, 000
ち満期があるもの						
貸出金 (*1、2)	1, 152, 076	907, 001	855, 542	776, 396	686, 562	10, 165, 554
合 計	49, 129, 367	1, 207, 001	1, 056, 542	776, 396	986, 562	16, 315, 554

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 119,417 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限 のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。
- (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等33,745千円 は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (*1)	56, 716, 690	8, 483, 245	4, 290, 197	1, 015, 444	621, 830	-
合 計	56, 716, 690	8, 483, 245	4, 290, 197	1, 015, 444	621, 830	_

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差額
14年は代出事の主	国 債	1,000	1,032	32
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社 債	550,000	557, 397	7, 397
日上領と但んのもり	小 計	551,000	558, 429	7, 429
時価が貸借対照表	社 債	100,000	99, 763	△ 237
計上額を超えないもの	小 計	100,000	99, 763	△ 237
合 計		651, 000	658, 192	7, 192

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

				(+ - 1 1)
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
	地方債	399, 914	469, 100	69, 185
貸借対照表計上額が	社 債	6, 203, 504	6, 393, 650	190, 145
取得原価又は償却	株式	47, 784	57, 827	10, 042
原価を超えるもの	受益証券	178, 658	220, 650	41, 991
/// 間と/ に /この 0 v	投資証券	57, 347	62, 971	5, 624
	小 計	6, 887, 209	7, 204, 198	316, 988
貸借対照表計上額が	株 式	120, 977	102, 970	△ 18,006
取得原価又は償却	受益証券	213, 652	201, 580	△ 12,072
原価を超えないもの	投資証券	34, 324	31, 122	△ 3, 202
// m c/c/c/c 0 0 0	小 計	368, 954	335, 672	△ 33, 281
合 計		7, 256, 163	7, 539, 871	283, 707

なお、上記差額から繰延税金負債 77,253 千円を差し引いた額 206,453 千円が、「その他有価証券 評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	229, 632	20, 257	_
株式	12, 238	2, 928	-
受益証券	304, 441	20, 351	13, 773
合 計	546, 311	43, 537	13, 773

3 当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

VI 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。 またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会 との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員 退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職 給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(1 = 1 1 1
(1)期首における退職給付引当金	159, 134
(2) 退職給付費用	60, 263
(3) 退職給付の支払額	△645
(4)年金資産への拠出金	△36, 386
(5)期末における退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	182, 365

2 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

(1) 退職給付債務	627, 432
(2)年金資産	△445, 066
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	182, 365
(4)退職給付引当金(3)	182, 365

3 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

(1)勤務費用	60, 263
(2)退職給付費用(1)	60, 263

VII 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

	(十四・111)
繰延税金資産(A)	107, 122
退職給付引当金	49, 658
賞与引当金	7, 661
賞与引当金に係る未払社会保険料	1, 280
特例業務負担金引当金	25, 551
貸出金未収利息	37
役員退職慰労引当金	6, 585
棚卸資産(収益性低下分)	510
未払事業税	763
減損損失(土地)	17, 157
減損損失(減価償却資産)	11, 965
資産除去債務	5, 494
中央会賦課金	3, 655
無形固定資産償却	15, 776
評価性引当額	△ 38, 976
繰延税金負債(B)	△ 77,649
全農外部出資(みなし配当)	△ 300
資産除去債務 (固定資産増加額)	△ 96
その他有価証券評価差額金	△ 77, 253
繰延税金資産の純額(A)+(B)	29, 472

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因 税引前当期損失計上のため記載を省略しております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しています。

WII 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市において、賃貸不動産を所有しています。平成31年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は3,446千円(賃貸収益は賃貸料及び委託施設賃貸料に、主な賃貸費用は委託施設管理費及び雑損失に計上)です。

また、松阪市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位:千円)

貸借対照表計上額			当期末の時価	
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	ヨ州木の村画
賃貸不動産	656, 122	△ 11,502	644, 620	457, 816
遊休不動産	36, 389	△ 1,604	34, 784	92, 128
合 計	692, 511	△ 13, 106	679, 405	549, 945

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

IX キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金及び普通預金となっています。

2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	(1 == 1 1 1 1 7
現金及び預金勘定	48, 204, 712
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	47, 683, 100
現金及び現金同等物	521, 612

<令和元年度>

- I 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
 - (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
 - ②時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品(数量管理)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
 - (2) その他の棚卸資産(貯蔵品)・・・最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産については定率法(ただし、特別会計、選果場、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。
 - (2) 無形固定資産については定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に 則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の 状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、5,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒 実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から 独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っ ています。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年 度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。な お、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職 給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づ く期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来 発生すると見込まれる額を計上しています。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除 対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「 0 」で表示をしています。

Ⅱ 表示方法の変更に関する注記

1 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業 相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

Ⅲ 会計上の見積りの変更に関する注記

1 特例業務負担金引当金

従来、農林漁業団体職員共済組合より示された特例業務負担金の将来見込額を引当金計上していま したが、当事業年度において農林年金改正法を契機として、標準報酬月額等に基づき見積もるよう計 算方法を変更しました。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の事業管理費等に与える影響は軽微であります。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は955,016千円であり、その内訳は、次のと おりです。

				(単位:千円)
	種	類		圧縮額
建	•	•	物	398, 206
構	努	Ĭ.	物	10, 026
機	械	装	置	545, 639
車	両 追	匪 搬	具	1,043
I.	具 器	具 備	品	102

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金100千円を設定しています。 | 為替決済の取引の担保として、定期預金 3,500,000 千円を設定しています。

- 3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 4,698 千円
- 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は35,782千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元 本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償 却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する 事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権 及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出 金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞 している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,621千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金 で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,403千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

1 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

- 購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,022 千円の棚卸評価損が含まれて います。

2 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記 (追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

VI 金融商品に関する注記

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用していま

す。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 1,089,168 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数 の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
預 金	48, 553, 024	48, 574, 782	21, 758
有価証券			
満期保有目的の債券	301,000	279, 071	△21, 928
その他有価証券	7, 865, 666	7, 865, 666	_
貸出金 (*1)	14, 839, 082		
貸倒引当金控除後	14, 839, 082	15, 436, 933	597, 850
資 産 計	71, 558, 773	72, 156, 453	597, 680
貯 金	72, 280, 292	72, 322, 940	42, 648
負 債 計	72, 280, 292	72, 322, 940	42, 648

^(*1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金9,378千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	2, 435, 790
合 計	2, 435, 790

- (*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の 対象とはしていません。
- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	48, 253, 024	-	-	-	1	300, 000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	101, 000	_	_	_	200, 000
その他有価証券のう	300, 000	100, 000	_	300,000	1,000,000	5, 900, 000
ち満期があるもの						
貸出金 (*1、2)	1, 153, 539	917, 907	842, 395	752, 520	711, 769	10, 420, 179
合 計	49, 706, 563	1, 118, 907	842, 395	1, 052, 520	1, 711, 769	16, 820, 179

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 107,314 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限 のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。
- (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 31,392 千円 は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
貯金 (*1)	61, 590, 857	3, 926, 596	5, 431, 073	528, 365	803, 399	_
合 計	61, 590, 857	3, 926, 596	5, 431, 073	528, 365	803, 399	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表	国 債	1,000	1, 019	19
計上額を超えるもの	小 計	1,000	1,019	19
時価が貸借対照表	社 債	300,000	278, 052	△21, 948
計上額を超えないもの	小 計	300,000	278, 052	△21, 948
合 計		301,000	279, 071	△21, 928

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
	地方債	399, 920	461, 500	61, 579
貸借対照表計上額が	社 債	4, 299, 422	4, 387, 760	88, 337
取得原価又は償却	受益証券	100,000	102, 550	2,550
原価を超えるもの	投資証券	34, 054	35, 761	1,707
	小 計	4, 833, 397	4, 987, 571	154, 173
貸借対照表計上額が	社 債	2, 925, 049	2, 836, 570	△88, 479
取得原価又は償却	投資証券	45, 771	41, 525	△4, 246
原価を超えないもの	小 計	2, 970, 821	2, 878, 095	△92, 726
合 計		7, 804, 219	7, 865, 666	61, 447

なお、上記差額から繰延税金負債 16,732 千円を差し引いた額 44,715 千円が、「その他有価証券 評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
社債	622, 013	21, 919	
株式	178, 409	17, 692	10, 378
受益証券	485, 733	59, 069	_
合 計	1, 286, 155	98, 681	10, 378

3 当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 有価証券の減損処理

当年度中において、11,785千円減損処理を行っています。

市場価格または合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

WII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。 またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会 との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員 退職給付金制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職 給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

(1)期首における退職給付引当金	182, 365
(2)退職給付費用	41, 432
(3)退職給付の支払額	△5,881
(4)年金資産への拠出金	△37, 833
(5)期末における退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	180, 083

2 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位: 千円)

	(十四・111)
(1)退職給付債務	638, 486
(2)年金資産	△458, 403
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	180, 083
(4)退職給付引当金(3)	180, 083

3 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

(1)勤務費用	41, 432
(2)退職給付費用(1)	41, 432

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

	(十匹・111/
繰延税金資産(A)	106, 934
退職給付引当金	49, 036
有価証券簿価下げ	3, 209
賞与引当金	7, 487
賞与引当金に係る未払社会保険料	1, 255
特例業務負担金引当金	24, 682
貸出金未収利息	18
役員退職慰労引当金	8, 142
棚卸資産(収益性低下分)	550
未払事業税	1,682
減損損失(土地)	17, 157
減損損失(減価償却資産)	11, 232
資産除去債務	5, 521
中央会賦課金	3, 263
無形固定資産償却	16, 777
管理経済システム改良負担金	150
評価性引当額	△ 43, 235
繰延税金負債(B)	△ 17,097
全農外部出資(みなし配当)	△ 300
資産除去債務 (固定資産増加額)	△ 65
その他有価証券評価差額金	△ 16,732
繰延税金資産の純額(A)+(B)	89, 837

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位:%)

法定実効税率	27. 23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.30
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.32
住民税均等割等	0.72
評価性引当額の増減	4. 36
過年度法人税等追徴税額	0. 15
その他	0. 53
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29. 97

X 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市において、賃貸不動産を所有しています。令和2年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は5,306千円(賃貸収益は賃貸料及び委託施設賃貸料に、主な賃貸費用は委託施設管理費及び雑損失に計上)です。

また、松阪市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位:千円)

	貸借対照表計上額		当期末の時価	
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	ヨ朔木の村圃
賃貸不動産	644, 620	△ 11,573	633, 046	446, 456
遊休不動産	34, 784	△ 929	33, 855	89, 075
合 計	679, 405	△ 12, 502	666, 902	535, 532

- 注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
- 注2) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XI キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、 「現金」及び「預金」の中の当座預金及び普通預金となっています。

2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

		(
現金及び預金勘定		48, 772, 832
別段預金、定期性預金及び譲渡	性預金	48, 312, 100
現金及び現金同等物		460, 732

●剰余金処分計算書

(単位:千円)

	30 年度	元年度
1 当期未処分剰余金	99,270	157, 138
2 剰余金処分額(1)利益準備金(2)出資配当金(年率)	10, 559 2, 000 8, 559 (1.0%)	22, 555 14, 000 8, 555 (1.0%)
3 次期繰越剰余金	88,710	134, 583

注)

1. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれております。

●部門別損益計算書(平成 30 年度)

(単位:千円)

区分	計	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	1, 786, 185	697, 554	282, 478	465, 281	338, 945	1, 925	
事業費用 ②	806, 001	98, 706	13, 427	394, 037	298, 320	1, 509	
事業総利益③ (①-②)	980, 184	598, 847	269, 050	71, 244	40, 624	416	
事業管理費 ④ (うち人件費 ⑤)	939, 230 (705, 591)	455, 334 (339, 012)	229, 672 (190, 396)	138, 690 (102, 218)	79, 885 (43, 819)	35, 647 (30, 145)	
(うち減価償却費⑥) うち共通管理費 ⑦ (うち人件費 ⑧) (うち減価償却費⑨)	(31, 937)	(7, 795) 94, 622 (59, 714) (3, 172)	(4, 818) 35, 943 (22, 683) (1, 205)	(7, 337) 19, 589 (12, 362) (656)	(11, 075) 12, 701 (8, 015) (425)	(910) 3, 538 (2, 233) (118)	$\triangle 166, 396$ ($\triangle 105, 009$) ($\triangle 5, 579$)
事業利益 ⑩ (③-④)	40, 954	143, 513	39, 378	△67, 445	△39, 260	△35, 231	
事業外収益 ①	56, 223	34, 321	14, 104	4, 222	2, 943	630	
うち共通分 ⑫		16, 411	6, 234	3, 397	2, 203	613	△28,860
事業外費用 ①	23, 044	12, 126	5, 016	3, 397	1,806	697	
うち共通分 ⑭		10, 263	3, 898	2, 124	1, 377	383	△18, 048
経常利益 ⑤ (⑩+⑪-⑬)	74, 132	165, 708	48, 465	△66, 619	△38, 123	△35, 298	
特別利益 ⑯	5, 837	3, 319	1, 261	687	445	124	
うち共通分 ⑰		3, 319	1, 261	687	445	124	△5, 837
特別損失 ⑱	107, 348	49, 025	26, 273	19, 166	9, 049	3,834	
うち共通分 19		15, 098	5, 735	3, 125	2, 026	564	△26, 550
税引前当期利益 20 (15)+16(-18)	△27, 377	120, 002	23, 453	△85, 098	△46, 726	△39, 008	
営農指導事業分配賦額 ②		_		39, 008	_	39, 008	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ② (劉一②1)	△27, 377	120, 002	23, 453	△124, 107	△46, 726		

- 注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。
 - (1) 共通管理費等
 - ○共通管理費

「人頭割+共通管理費配賦前の人件費・減価償却費を除いた事業管理費割+共通管理費配賦前の事業 利益割」の平均

(2) 営農指導事業

「農業関連事業100%」

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。 (単位:%)

区分	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	1
共通管理費等	56. 9	21.6	11.8	7. 6	2. 1	100.0
営農指導事業	_	_	100.0	_		100.0

3. 部門別の資産 (単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指 導事業	共通資産
事業別の総資産	75, 656, 069	73, 213, 562	545, 357	590, 061	350, 794	2, 235	954, 057
総資産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	75, 656, 069 (1, 807, 585)	73, 756, 420 (600, 917)	751, 434 (298, 687)	702, 640 (517, 143)	423, 303 (370, 606)	22, 270 (20, 231)	

●部門別損益計算書(令和元年度)

(単位:千円)

区分	計	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	1, 749, 025	742, 898	271, 869	428, 848	303, 926	1, 482	
事業費用 ②	764, 138	144, 690	14, 023	347, 482	255, 496	2, 445	
事業総利益③ (①-②)	984, 887	598, 208	257, 845	81, 366	48, 430	△962	
事業管理費 ④	923, 373	447, 137	233, 473	132, 577	74, 260	35, 924	
(うち人件費 ⑤)	(684, 858)	(327, 475)	(192, 817)	(95, 148)	(39, 959)	(29, 457)	
(うち減価償却費⑥)	(30, 371)	(7, 317)	(4, 438)	(7,382)	(10, 322)	(911)	
うち共通管理費 ⑦		95, 064	34, 093	18, 468	10, 939	3,812	$\triangle 162, 378$
(うち人件費 ⑧)		(60, 762)	(21, 791)	(11, 804)	(6,991)	(2, 436)	$(\triangle 103, 787)$
(うち減価償却費⑨)		(2,669)	(957)	(518)	(307)	(107)	$(\triangle 4, 560)$
事業利益 ⑩ (③-④)	61, 513	151,070	24, 371	\triangle 51, 211	△25, 830	△36, 887	
事業外収益 ①	56, 408	34, 161	15, 039	4, 090	2, 456	660	
うち共通分 ⑫		16, 246	5, 826	3, 156	1, 869	651	△27, 750
事業外費用 ⑬	20, 414	11, 146	4, 531	2. 739	1, 391	605	
うち共通分 ⑭		9, 288	3, 331	1,804	1, 068	372	△15, 865
経常利益 15(10+11-13)	97, 506	174, 085	34, 879	△49, 859	△24, 765	△36, 832	
特別利益 ⑯	206	120	43	23	13	4	
うち共通分 ⑰		120	43	23	13	4	△206
特別損失 ⑱	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 19		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 20 (15)+16)-18)	97, 713	174, 206	34, 923	△49, 836	△24, 751	△36, 827	
営農指導事業分配賦額		-	_	36, 827	_	△36, 827	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 22 (20-21)	97, 713	174, 206	34, 923	△86, 664	△24, 751		

- 注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。
 - (1) 共通管理費等
 - ○共通管理費

「人頭割+共通管理費配賦前の人件費・減価償却費を除いた事業管理費割+共通管理費配賦前の事業 利益割」の平均

(2) 営農指導事業

「農業関連事業100%」

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。 (単位:%)

区分	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	58. 5	21. 0	11. 4	6. 7	2. 4	100.0
営農指導事業	_	_	100.0	_		100.0

3. 部門別の資産 (単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指 導事業	共通資産
事業別の総資産	76, 475, 622	73, 963, 264	542, 844	610, 149	334, 546	2, 831	1, 021, 986
総資産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	76, 475, 622 (1, 754, 908)	74, 561, 126 (593, 177)	757, 461 (282, 374)	726, 656 (509, 362)	403, 019 (347, 475)	27, 358 (22, 518)	

●財務諸表の正確性に係る確認

確認書

- ① 私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、 重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 2年 7月 20日 一志東部農業協同組合 代表理事組合長 市川峰男

●会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

15. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
経常収益 (事業収益)	2,477	2,471	2,456	1,786	1,746
信用事業収益	721	732	714	697	742
共済事業収益	283	279	296	282	271
農業関連事業収益	1,148	1,153	1,133	465	428
生活その他事業収益	323	304	310	338	303
営農指導事業収益	1	1	1	1	1
経常利益	100	70	97	74	97
当期剰余金(※)	50	2	63	7	68
出資金	880	872	869	871	876
(出資口数)	(880,633)	(872,267)	(869,813)	(871,268)	(876,927)
純資産額	3,135	3,071	3,159	3,198	3,099
総資産額	68,665	70,924	74,268	75,656	76,475
貯金等残高	64,371	66,716	69,835	71,127	72,280
貸出金残高	15,738	15,204	15,415	14,576	14,829
有価証券残高	5,629	6,246	7,103	8,190	8,166
剰余金配当金額	8	8	8	8	8
・出資配当の額	8	8	8	8	8
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
正職員数	100 人	105 人	101 人	99 人	97 人
常雇的臨時雇用者	14 人	11 人	14 人	16 人	13 人
単体自己資本比率	13.10%	12.03%	11.76%	10.41%	10.68%

注)

- 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
- 2.「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

16. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位:百万円、%)

	30 年度	元年度	増減
資金運用収支	544	537	$\triangle 7$
役務取引等収支	8	8	0
その他信用事業収支	45	52	6
信用事業粗利益	598	598	0
(信用事業粗利益率)	0.84	0.84	0.00
事業粗利益	980	984	4
(事業粗利益率)	1.26	1.25	$\triangle 0.01$

●資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

		30 年度			元年度	
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	70,757	622	0.87	71,020	603	0.85
うち預金	47,943	346	0.72	48,361	341	0.70
うち有価証券	7,423	90	1.21	7,944	96	1.21
うち貸出金	15,389	185	1.20	14,714	165	1.12
資金調達勘定	70,942	75	0.10	72,112	65	0.09
うち貯金・定積	70,850	74	0.10	71,977	64	0.08
うち借入金	13	0	2.07	5	0	1.95
うち貸付留保金	78	0	0.96	128	0	0.77
総資金利ざや	_	_	0.13	_	_	0.14

注)

- 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)
- 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策 奨励金等奨励金が含まれています。

●受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	30 年度増減額	元年度増減額
受取利息	14	△18
うち預金	21	$\triangle 4$
うち有価証券等	4	6
うち貸出金	△11	riangle 20
支払利息	△11	△10
うち貯金	△11	$\triangle 10$
うち借入金	0	0
差引	26	$\triangle 7$

注)

- 1. 増減額は前年度対比です。
- 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	30 年度		元 ^左	増減	
流動性貯金	16,647	(23.4)	17,746	(24.6)	1,099
定期性貯金	54,189	(76.4)	54,220	(75.3)	30
その他の貯金	13	(0.0)	10	(0.0)	$\triangle 2$
計	70,850	(100.0)	71,977	(100.0)	1,127
合 計	70,850	(100.0)	71,977	(100.0)	1,127

注)

- 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
- 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
- 3. () 内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	30 年度	元年度	増減
定期貯金	52,692 (100.0)	52,517 (100.0)	$\triangle 174$
うち固定自由金利定期	52,689 (99.9)	52,514 (99.9)	$\triangle 174$
うち変動自由金利定期	3 (0.0)	3 (0.0)	0

- 注1) 固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
- 注2)変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
- 注3)() 内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

▼科目別貸出金平均残高			(単位:百万円)
	30 年度	元年度	増減
手形貸付	76	74	$\triangle 1$
証書貸付	14,370	14,531	160
当座貸越	115	108	riangle7
金融機関貸付	827	0	$\triangle 827$
合 計	15,389	14,714	$\triangle 675$

▼貸出金の金利条件別内訳残高

	30 年	度	元年	度	増	減
固定金利貸出	11,000	(75.3)	10,311	(69.5)		$\triangle 689$
変動金利貸出	3,575	(24.5)	4,518	(30.4)		942
合 計	14,576	(100.0)	14,829	(100.0)		252

(単位:百万円、%)

(単位:百万円)

注)() 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高

	30 年度	元年度	増減
貯金等	94	87	$\triangle 7$
有価証券	-	_	_
動産	1	1	1
不動産			
その他担保物	30	25	$\triangle 4$
計	125	113	△11
農業信用基金協会保証	3,619	3,663	43
その他保証	9,954	10,176	221
計	13,980	14,406	426
信用	471	309	△161
合 計	14,576	14,829	252

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

▼貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円)

	30 年度	元年度	増減
農業経営近代化資金	116	133	17
制度資金	5	4	0
農業資金	237	236	$\triangle 1$
うち農業施設資金	154	149	riangle 5
うち農業運転資金	83	87	4
事業資金	1,240	1,134	△104
うち事業施設資金	1,239	1,134	△104
うち事業運転資金	1	0	0
生活資金	12,431	12,939	508
うち住宅関連資金	12,138	12,615	476
うち生活関連資金	293	324	30
その他資金	543	379	△163
合 計	14,576	14,829	252

▼業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	30	年度	元	年度	増減
農業	538	(3.6)	545	(3.6)	7
林業	18	(0.1)	18	(0.1)	0
水産業	51	(0.3)	48	(0.3)	$\triangle 2$
製造業	4,113	(28.2)	4,146	(27.9)	32
鉱業	85	(0.5)	82	(0.5)	riangle 2
建設業	1,522	(10.4)	1,485	(10.0)	$\triangle 37$
電気・ガス・熱供給・水道業	174	(1.1)	194	(1.3)	20
運輸・通信業	1,086	(7.4)	1,125	(7.5)	39
卸売・小売業・飲食店	904	(6.2)	880	(5.9)	$\triangle 24$
金融・保険業	150	(1.0)	207	(1.4)	57
不動産業	1,026	(7.0)	855	(5.7)	△171
サービス業	3,214	(22.0)	3,441	(23.2)	226
地方公共団体	465	(3.1)	304	(2.0)	△160
その他	1,223	(8.3)	1,493	(10.0)	269
合 計	14,576	(100.0)	14,829	(100.0)	252

注)()内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種類	30年度	元年度	増減
農業	346	364	18
穀作	217	246	28
野菜・園芸	18	18	0
果樹・樹園農業	24	24	0
養豚・肉牛・酪農	_	ı	ı
養鶏・養卵	4	3	$\triangle 1$
その他農業	80	71	△8
合計	346	364	18

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の 生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 3.「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

		,	
種類	30年度	元年度	増減
プロパー資金	170	164	$\triangle 6$
農業制度資金	175	200	24
農業近代化資金	116	133	17
その他制度資金	59	66	7
合計	346	364	18

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当ありません。

●リスク管理債権残高

(単位:百万円)

	30 年度	元年度	増減
破綻先債権額	_	_	_
延滞債権額	38	35	riangle 2
3ヶ月以上延滞債権額	_	_	_
貸出条件緩和債権額	24	23	0
合 計	62	59	riangle 2

注)

- 1. 破綻先債権:元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
- 2. 延滞債権:未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。
- 3.3ヶ月以上延滞債権:元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(注1、2に掲げるものを除く。)をいいます。
- 4. 貸出条件緩和債権:債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支 払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金 (注1、2、3に掲げるものを除く。)をいいます。

●金融再生法債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額		保全額	
惧惟区分		俱惟領	担保・保証	引当	合計
破産更生債権及びこ	前年度	15	15		15
れらに準ずる債権	当年度	13	13	1	13
危険債権	前年度	22	22		22
心 厥頂惟	当年度	21	21	-	21
要管理債権	前年度	24	24	1	24
女自任俱惟	当年度	23	23		23
小計	前年度	62	62	-	62
力 、 自l	当年度	59	59	1	59
正常債権	前年度	14,526			
正吊頂惟	当年度	14,778			
合 計	前年度	14,588			
合 計	当年度	14,838			

注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号) 第 6 条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額 を掲載しております。

- 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権:法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対す る債権及びこれらに準ずる債権
- 2. 危険債権:経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
- 3. 要管理債権: 3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
- 4. 正常債権:上記以外の債権

●経営諸指標

▼利益率 (単位:%)

	30 年度	元年度	増減
総資産経常利益率	0.09	0.12	0.03
資本経常利益率	2.44	3.25	0.81
総資産当期純利益率	0.00	0.08	0.08
資本当期純利益率	0.20	2.28	2.08

▼貯貸率・貯証率 (単位:%)

		30 年度	元年度	増減
貯貸率	期末	20.4	20.5	0.1
灯貝学 	期中平均	21.7	20.4	$\triangle 1.3$
마스클로 소상	期末	11.5	11.2	$\triangle 0.3$
貯証率	期中平均	10.4	11.0	0.6

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当ありません。

●貸出金償却の額

該当ありません。

●内国為替取扱実績

種類		30 年度		元年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	1,134	4,934	1,128	4,959
	金額	750,210	713,379	732,245	850,753
代金取立為替	件数			_	_
	金額			_	_
雑為替	件数	33	42	50	44
	金額	9,668	11,665	23,515	12,330
合計	件数	1,167	4,976	1,178	5,003
	金額	759,879	725,044	755,761	863,084

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

	30 年度	元年度	増減
国債	118	1	△117
地方債	400	400	0
政府保証債	_	_	1
金融債	_	_	
社債	6,371	7,088	716
株式	155	109	$\triangle 45$
その他の証券	377	345	$\triangle 32$
合 計	7,423	7,944	520

(単位:百万円)

▼商品有価証券種類別平均残高

該当ありません。

▼有価証券残存期間別残高

有価証券残存期間	価証券残存期間別残高 (単位:百万円)								
	1年以下	1 年超 3 年以下	3年超 5年以下	5 年超 7 年以下	7年超 10年以 下	10 年超	期間の 定めの ないも の	合計	
平成 30 年度									
国債		1		_				1	
地方債				_		400		400	
社債	300	500	300	1,600	600	3,250	300	6,850	
株式	l	l	l		l	l	168	168	
その他の証券				_			483	483	
令和元年度									
国債	_	1	_	_	-	_	-	1	
地方債		l				400		400	
社債	300	200	1,300	900	400	4,400	1	7,500	
株式	_	_	_	_	_	_	_	_	
その他の証券				_		_	179	179	

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	任 粕		30 年度			元年度	
	種類	貸借対照表計上額	時 価	差額	貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	1	1	0	1	1	0
	社債	550	557	7	-	1	_
工版と他だるのが	小計	551	558	7	1	1	0
時価が貸借対照表計	社債	100	99	0	300	278	△21
上額を超えないもの	小計	100	99	0	300	278	△21
合計		651	658	7	301	279	△21

[その他有価証券]

(単位:百万円)

			30 年度		元年度		
	種類	貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
	株式	57	47	10	ı	ı	_
<i>件</i> /# 41 m + 31 [<i>梅</i> 霉) *	債券	6,862	6,603	259	4, 849	4, 699	149
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原	地方債	469	399	69	461	399	61
低を超えるもの	社債	6, 393	6, 203	190	4, 387	4, 299	88
m 2/2/2 0 0 1	その他の証券	283	236	47	138	134	4
	小計	7, 204	6, 887	316	4, 987	4,833	154
	株式	102	120	△18	-	-	_
貸借対照表計上額が	債券	_	_	_	2, 836	2, 925	△88
取得原価又は償却原	社債	ı	_	ı	2, 836	2, 925	△88
価を超えないもの	その他の証券	232	247	△15	41	45	$\triangle 4$
	小計	335	368	△33	2, 878	2,970	△92
合計		7, 539	7, 256	283	7, 865	7,804	61

●共済取扱実績

▼長期共済保有高

▼長期共済保有高				(単位:千円)	
	3	80 年度		元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
終身共済	408,921	51,495,504	556,705	49,690,812	
定期生命共済	I	332,400	61,000	374,400	
養老生命共済	245,800	22,163,450	204,500	19,548,230	
うち こども共済	447,500	6,827,258	118,000	6,371,758	
医療共済	13,000	1,102,350	25,000	1,086,850	
がん共済	1	137,000	1	133,000	
定期医療共済		568,700	1	537,000	
介護共済	38,000	360,052	25,608	385,660	
年金共済	1	99,600	1	82,800	
建物更生共済	13,821,500	81,965,478	10,754,100	82,568,013	
合 計	14,527,221	158,224,535	11,626,913	154,406,766	

注)

- 1. 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付 加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。
- 2. こども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

▼医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:千円)

	30年	连度	元年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
医療共済	570	17, 564	544	17, 665	
がん共済	124	2, 330	65	2, 340	
定期医療共済		1, 236		1, 189	
合 計	694	21, 130	609	21, 194	

注)

1. 金額は、入院共済金額を表示しています。

▼介護共済・生活障害共済の共済金額保有高

(単位:千円)

	30年	F度	元年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
介護共済	43, 769	613, 289	27, 052	610, 341	
生活障害共済 (一時金型)	122, 000	122,000	103, 500	225, 500	
生活障害共済(定期年金型)	9, 900	9, 900	9, 900	19, 800	
合計	175, 669	745, 189	140, 452	855, 641	

注)

1. 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額を表示し ています。

▼年金共済の年金保有高

	30年度		元年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
年金開始前	51, 198	745, 755	171, 467	873, 299	
年金開始後	_	304, 274	_	301, 362	
合 計	51, 198	1, 050, 030	171, 467	1, 174, 662	

注)

1. 金額は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

▼短期共済新契約高

(単位:千円)

	30 年度	元年度
火災共済	6,660	8,598
自動車共済	209,232	206,559
傷害共済	634	751
団体定期生命共済	356	352
定額定期生命共済	16	16
賠償責任共済	224	226
自賠責共済	45,821	42,421
合 計	262,947	258,926

注) 金額は、共済掛金額を表示しております。

●購買事業品目別取扱実績

種類		30 年		元	年度
	性規	供給高	手数料	供給高	手数料
	肥料	97,218	12,982	85,257	12,161
生	農業機械	113,750	15,098	108,657	14,699
産	農薬	38,614	6,038	37,640	5,685
資	包装資材	18,386	2,935	18,679	2,709
材	その他	62,164	8,795	51,640	7,996
	小 計	330,134	45,851	301,874	43,252
	食料品	24,678	3,441	18,104	2,335
	耐久消費財	49,843	4,074	39,722	3,878
生	石油類	24,373	4,376	23,458	4,702
活	自動車	15,855	123	10,354	127
物	LPガス	61,443	25,547	63,618	29,929
資	葬祭	125,048	17,958	112,380	16,046
	その他	17,143	1,424	17,938	1,380
	小 計	318,387	56,946	285,577	58,399
	合 計	648,521	102,797	587,452	101,652

●販売事業(受託販売)品目別取扱実績

(単位:千円)

種類		30 4		元	年度
	但知	取扱高	手数料	取扱高	手数料
÷	K	313,943	12,584	326,389	14,652
	麦	60,362	10,134	63,294	10,073
米	雑穀・豆類	26,915	2,104	9,090	619
米を除	野菜	37,084	917	33,312	591
	果実	12,392	125	16,344	161
く農林産物	茶	143	2	170	2
物	その他農林産物	158,122	2,858	159,480	2,781
	小 計	295,022	16,142	281,691	13,984
	合 計	608,966	28,727	608,081	28,636

●販売事業(買取販売)品目別取扱実績

括 叛	30 4	年度	元年度		
種類	販売品販売高	販売品販売原価	販売品販売高	販売品販売原価	
野菜	1,542	1,397	2,703	2,462	
果実	559	446	97	91	
合 計	2,102	1,844	2,800	2,554	

17. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

	30年度	<u>元 : </u>
項目		
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2, 983, 005	3, 046, 554
うち、出資金及び資本準備金の額	871, 268	876, 927
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	2, 126, 073	2, 185, 942
うち、外部流出予定額 (△)	8, 559	8, 555
うち、上記以外に該当するものの額	△5, 777	7, 759
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額		
に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含ま		
資本調達于段の額のプラ、コア資本に係る基礎項目の額に含ま れる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセ		
ントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まし		
れる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	2, 983, 005	3, 046, 554
コア資本に係る調整項目	·	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの	26, 793	24, 029
を除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係	26, 793	24, 029
るもの以外の額		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本		
に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)		
の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の		
息図的に保有している他の金融機関寺の対家資本調達手段の 額		
徴 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
安教山貝並融機関等の対象管通山貝等の観 特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの		
に関連するものの額		
に反任ノロロジンは		

	30年度	元年度
項目		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定		
資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関		
連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの		
に関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定		
資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関		
連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	26, 793	24, 029
自己資本		
自己資本の額((イ)―(ロ)) (ハ)	2, 956, 212	3, 022, 525
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	26, 733, 862	26, 607, 431
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される 額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係		
るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除	1, 652, 585	1, 679, 445
して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	28, 386, 447	28, 286, 877
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	10. 41%	10. 68%

注)

- 1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
- 2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

		30 年度			元年度	
信用リスク・アセット	エクスポー	リスク・	所要自己資	エクスポー	リスク・	所要自己資
	ジャーの期	アセット	本額	ジャーの期	アセット	本額
	末残高	額	$b=a\times 4\%$	末残高	額	$b=a\times 4\%$
現金	227, 421	a		219, 807	a	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,002			1,002		
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,002			1,002		
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	868, 283			70G E7E		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	000, 200			706, 575		
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け 金融機関及び第一種金融商品取引業者向						
金剛成美人人の第一種金融の同時の一条自由け	48, 695, 522	9, 739, 104	389, 564	48, 905, 247	9, 781, 049	391, 241
法人等向け	5, 820, 485	3, 099, 777	123, 991	7, 141, 528	3, 862, 666	154, 506
中小企業等向け及び個人向け	239, 436	137, 202	5, 488	304, 430	174, 081	6, 963
抵当権付住宅ローン	9, 975, 815	3, 466, 827	138, 673	10, 071, 828	3, 503, 858	140, 154
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等	33, 745	33, 745	1, 349	31, 392	31, 392	1, 255
取立未済手形	55, 916	11, 183	447	15, 214	3, 042	121
信用保証協会等保証付	3, 622, 025	356, 400	14, 256	3, 665, 058	360, 551	14, 422
株式会社地域経済活性化支援機構等によ						
る保証付						
共済於款貸付	050 155	050 155	10.000	104.005	104.005	4.175
出資等 (うち出資等のエクスポージャ	273, 157	273, 157	10, 926	104, 395	104, 395	4, 175
-)	273, 157	273, 157	10, 926	104, 395	104, 395	4, 175
(うち重要な出資のエクスポージ						
+-)						
上記以外(さた他の全事機制等の対象姿本)	5, 134, 398	9, 216, 790	368, 671	5, 058, 021	8, 705, 467	348, 218
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等						
及びその他外部TLAC関連調達	301, 221	753, 054	30, 122			
手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						
(うち農林中央金庫又は農業協同						
組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	2, 331, 395	5, 828, 487	233, 139	2, 331, 395	5, 828, 487	233, 139
(うち特定項目のうち調整項目に						
算入されない部分に係るエクスポ ージャー)	116, 751	291, 878	11, 675	115, 561	288, 902	11, 556
(うち総株主等の議決権の百分の						
十を超える議決権を保有している						
他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエ						
クスポージャー)						

	(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						
	<u> </u>	2, 385, 029	2, 343, 369	93, 734	2, 611, 065	2, 588, 077	103, 523
	証券化						
	(うちSTC要件適用分)						
	(うち非STC適用分)						
	再証券化						
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	392, 310	308, 000	12, 320	100, 000	1, 100	44
	(うちルックスルー方式)	392, 310	308, 000	12, 320	100,000	1, 100	44
	(うちマンデート方式)						
	(うち蓋然性方式250%)						
	(うち蓋然性方式400%)						
	(うちフォールバック方式)						
	経過措置によりリスク・アセットの額こ						
	算入されるものの額						
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係						
	るエクスポージャーに係る経過措置によ						
	りリスク・アセットの額に算入されなか						
	ったものの額 (△)						
標準	的手法を適用するエクスポージャー別計	75, 339, 520	26, 642, 190	1, 065, 687	76, 324, 502	26, 527, 605	1, 061, 104
CV	Aリスク相当額:8%						
中央	清算機関関連エクスポージャー						
合計	・(信用リスク・アセットの額)	75, 339, 520	26, 642, 190	1, 065, 687	76, 324, 502	26, 527, 605	1,061,104
オペレー	ーショナル・リスクに対する所要自己	オペレーショ	ナル・リスク	所要自己資	オペレーショ	ナル・リス	所要自己資
	資本の額	相当額を8%	で除して得	本額	ク相当額を8	%で除して	本額
	<基礎的手法>	た額			得た額		
		а	ı	$b = a \times 4 \%$	а	ļ	b =a×4%
			1, 652, 585	66, 103		1, 679, 445	67, 177
	所要自己資本額十	リスク・アセ _ジ 計		所要自己資本 額	リスク・アセ 母)		所要自己資本 額
		а	l	$b = a \times 4 \%$	a		b =a× 4 %
			28, 294, 775	1, 131, 791		28, 207, 051	1, 128, 282

注)

- 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3.「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している 債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向 け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5.「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

- 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過 措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるもの としてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク 削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

- ÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

●信用リスクに関する事項

(1)標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機對
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P,	
(長期)	Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P,	
(短期)	Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び3月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

		30 年度			元年度						
					70.100						
		信用リスク に関するエ クスポージ ャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3月以上延 滞エクスポ ージャー	信用リスク に関するエ クスポージ ャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3月以上 延滞エク スポージ ャー
玉	内	74,947,210	14,601,480	7,274,416	-	33,745	76,224,502	14,847,512	7,945,294	-	31,392
玉	外	-	-	-	-	ı	-	ı	ı	-	-
地域是	別残高計	74,947,210	14,601,480	7,274,416	ı	33,745	76,224,502	14,847,512	7,945,294	-	31,392
	農業	138,560	138,560	=	-		163,598	163,598	=	_	
	林業	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_
	製造業	1,006,703	-	902,402	_	-	1,206,975	_	1,206,975	_	_
	鉱業	_	-	-	_	-	_	_	_	_	_
	建設•不動産業	826,290	-	801,918	-	-	1,210,027	-	1.210,027	-	-
法人	電気・ガス・熱 供給・水道業	1,403,912	1	1,403,912	ı	ı	1,605,772	1	1,605,772	-	-
	運輸•通信業	1,628,040	_	1,608,754	-	_	1,814,387	_	1,814,387	-	-
	金融•保険業	51,729,264	-	1,456,024	-	-	51,738,321	-	903,331	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	720,111	_	699,308	=	-	802,685	_	802,685	-	-
	日本国政府· 地方公共団体	869,286	467,191	402,095			707,577	305,464	402,113	-	_
	上記以外	199,405	39,093	=	_	=	155,812	36,203	-	_	-
個	•	13,956,635	13,956,635	_	_	33,745	14,342,246	14,342,246	_	_	31,392
	の他	2,468,999	_	_	_	-	2,477,095	-	-	-	-
業種別	別残高計	74,947,210	14,601,480	7,274,416	-	33,745	76,224,502	14,847,512	7,945,294	_	31,392
		48,084,424	141,105	301,684	-		48,664,414	160,943	300,098	_	
	丰超3年以下	732,952	231,534	501,418	-		641,127	439,861	201,265	_	
	年超5年以下	1,022,839	719,559	303,279	-		1,688,889	383,894	1,304,995	_	
	年超7年以下	2,320,195	415,908	1,604,077	-		1,624,947	420,644	904,081	-	
	年超 10 年以下 	1,234,694	631,268	603,426	-		951,877	550,367	401,510	_	
	年超	15,925,094	12,265,786	3,659,308	-		17,526,442	12,693,099	4,833,343	_	
\$		5,627,008	196,317	301,221	-		5,126,803	198,703	_	_	
残存	期間別残高計	74,947,210	14,601,480	7,274,416	_		76,224,502	14,847,512	7,945,294	-	

注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2.「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

- 3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4.「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 5.「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- (3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当ありません。

(4)業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

該当ありません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位:千円)

		30 年度			元年度			
		格付 あり	格付 なし	<u> </u>	格付 あり	格付 なし	計	
	リスク・ウェイト 0%	-	1, 326, 057	1, 326, 057	1	1, 143, 042	1, 143, 042	
	リスク・ウェイト 2%	1	1	-	-	-	-	
信	リスク・ウェイト 4%	-	_	_	_	_	_	
用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 10%	-	3, 564, 006	3, 564, 006	ı	3, 605, 515	3, 605, 515	
スカ	リスク・ウェイト 20%	198, 729	48, 751, 439	48, 950, 169	198, 825	48, 920, 462	49, 119, 287	
削	リスク・ウェイト 35%	1	9, 905, 220	9, 905, 220	ı	10, 011, 024	10, 011, 024	
減 効	リスク・ウェイト 50%	5, 118, 296	ı	5, 118, 296	6, 239, 604	-	6, 239, 604	
果	リスク・ウェイト 75%	1	182, 936	182, 936	ı	232, 108	232, 108	
鄭 案	リスク・ウェイト 100%	500, 394	2, 650, 761	3, 151, 156	703, 098	2, 723, 864	3, 426, 963	
後残	リスク・ウェイト 150%	1	I	-	ı	Т	-	
高	リスク・ウェイト 200%	1	I	-				
	リスク・ウェイト 250%	1	2, 749, 368	2, 749, 368	ı	2, 446, 956	2, 446, 956	
	その他			_		_	_	
リスク・	・ ウェイト 1250%		_	_	_	_	_	
	計	5, 817, 420	69, 129, 789	74, 947, 210	7, 141, 528	69, 082, 973	76, 224, 502	

注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後の リスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入した ものについても集計の対象としています。
- 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または 取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合 では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

	30 名		元年度		
区分	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	
我が国の政府関係機関向け			_	_	
地方三公社向け		_	_	_	
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	_	_	_	_	
法人等向け			_	_	
中小企業等向け及び個人向け	900	_	900	_	
抵当権付住宅ローン	-	_	_	_	
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	
3月以上延滞等	-	_	_	_	
証券化	-	_	_	_	
中央清算機関関連			_		
上記以外	16,000		12,000		
合 計	16, 900	_	12, 900		

注)

- 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」、等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3.「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資 勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関 連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	30年	度	元年度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	160, 797	160, 797	I	_	
非上場	2, 435, 790	2, 435, 790	2, 435, 790	2, 435, 790	
合 計	2, 596, 587	2, 596, 587	2, 435, 790	2, 435, 790	

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

	30 年度			元年度	
売却益	売却損	償却額	売却益 売却損 償却額		
2, 928	_	_	17, 692	10, 378	_

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価 証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

30 年	度	元年	度
評価益	評価損	評価益	評価損
10, 042	18, 006	_	-

(5)貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:千円)

	30 年度	元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	392,310	100,000
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポ	_	_
ージャー		

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

・当 「Aでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかか

る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを 与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショッ クの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用していま す。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該 スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、∠EVEおよび∠NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRB	IRRBB 1 : 金利リスク							
+#		イ	口	ハ	=			
項番		∠EVE		∠NII				
		当期末	前期末	当期末	前期末			
1	上方パラレルシフト	1, 142	1,015					
2	下方パラレルシフト	0	0					
3	スティープ化	1, 143	1,054					
4	フラット化	0	0					
5	短期金利上昇	0	0					
6	短期金利低下	0	0					
7	最大値	1, 143	1,054					
		ホ		^				
		当期末		前期末				
8	自己資本の額	3, 022						

・ 「金利リスクに関する事項」については、平成 19 年金融庁・農水省告示第 4 号 (平成 31 年 2 月 18 日付)の改正に基づき、2019 年 3 月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

- ・ 「∠EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する 日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間 に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変 動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間 に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変 動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた 算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金 利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

18. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職 慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払 っています。

(単位:千円)

	支給総額		
	基本報酬	退職慰労金	
対象役員に対する報酬等	43, 450	5, 773	

- (注1) 対象役員は、理事14名、監事4名です。
- (注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(行政、地域代表、組合員代表、系統機関から選出された委員6人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、 常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状 況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

- (注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- (注2) 「同等額」は、令和元年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

